

2019年5月21日

サンポートホール高松ご利用者各位

サンポートホール高松指定管理者  
公益財団法人高松市文化芸術財団

### サンポートホール高松利用料の改定について（お知らせ）

日頃は、サンポートホール高松をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本年10月1日から消費税率が変更になることに伴い、高松市において関係条例が改正され、当ホールの利用料を改定することになりましたので、お知らせいたします。

なお、10月1日以降のご利用であっても、9月30日（窓口での現金払は29日）までに利用料を全額お支払いいただいた場合は、そのままご利用いただけます。

ただし、その予約について10月1日以降に追加や変更等が生じたときは、改定後の利用料を適用し差額をお支払いいただきますのでご注意ください。

9月30日までにお支払いがないご予約については、改めて新利用料での請求書をお送りいたします。

お客様にはご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解・ご協力をお願いいたします。

詳しい改定内容につきましては、サンポートホール高松ホームページをご覧ください。

**\*お問い合わせ先\***

サンポートホール高松管理事務室

TEL：087-825-5000（9時～18時）